

## 総合的な財政状況の開示について

大月市では、昨年秋「財政事情」を広報・市ホームページへ掲載し、財政の状況を積極的に公表しています。

この度の「財政状況等一覧表(平成17年度)」は、「地方公共団体の総合的な財政状況の開示の推進について」(平成19年1月22日付け総財務第8号総務省自治財政局長通知)により、定められた様式にてホームページ上で公表することとしました。

山梨県ホームページ [http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/shichoson/29\\_073.html](http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/shichoson/29_073.html)では、県内全市町村の一覧表が公表されています。

この公表内容とともに「財政事情」合わせてご覧、活用いただければ幸いです。

市民の皆様には、今後とも財政運営に対し、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(参考・通知抜粋)

総 財 務 第 8 号

平成19年1月22日

各都道府県知事 殿

総務省自治財政局長

### 地方公共団体の総合的な財政情報の開示の推進について

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の行財政運営については、住民に対する説明責任を果たすことがますます重要になるとともに、地方財政の状況が極めて厳しい中で、各団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況についてより積極的に情報を開示することが求められています。

各団体においては、地方自治法に基づく決算や財政状況の公表などの情報開示に努めているところであり、総務省においても、地方財政状況調査等に基づく「決算カード」をはじめ各種調査・統計を公表しているところですが、今後の公会計改革の推進や新しい地方公共団体の再生法制の具体化も視野に入れ、普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含め、各地方公共団体の総合的な財政情報について、一覧性をもった開示が求められているところです。

そこで、地方公共団体の財政情報の開示を一層推進するため、各地方公共団体におかれましては、下記事項にご留意の上、財政状況等一覧表を作成し、総合的な財政情報の開示に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村に対しても本通知について周知されますようお願いいたします。

# 財政状況等一覧表（17年度）

団体名 大月市

## 1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一般会計	13,832	13,330	502	339	16,098	26	基金から 1,401百万円繰入
大月短期大学特別会計	349	338	11	11	134	92	
普通会計	14,088	13,575	513	350	16,232	26	基金から 1,401百万円繰入

## 2 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの）

(百万円)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	不良債務 (実質収支)	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
病院事業会計	2,318	2,672	353	-	1,208	622	法適用企業
水道事業会計	362	493	131	-	3,247	11	法適用企業 H18.4.1東部広域 水道企業団へ継承
簡易水道特別会計	(歳入) 377	(歳出) 377	(形式収支) 12	(実質収支) 12	781	56	基金から 2百万円繰入
下水道特別会計	(歳入) 760	(歳出) 763	(形式収支) -	(実質収支) -	6,038	528	
国民健康保険特別会計	(歳入) 2,818	(歳出) 2,641	(形式収支) 177	(実質収支) 177	-	156	
老人保健特別会計	(歳入) 3,100	(歳出) 3,100	(形式収支) -	(実質収支) -	-	251	
介護保険特別会計	(歳入) 1,590	(歳出) 1,590	(形式収支) -	(実質収支) -	-	255	基金から 30百万円繰入
介護サービス特別会計	(歳入) 11	(歳出) 11	(形式収支) -	(実質収支) -	-	9	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 不良債務が～百万円となるときは、「-」と表記している。

## 3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	形式収支 (純損益)	実質収支 (不良債務)	地方債現在高	当該団体の負担割合	備考
大月都留広域事務組合	1,412	1,304	108	108	4,482	58.8	
山梨県東部広域連合	217	204	13	13	9	27.8	
山梨県市町村総合事務組合 (一般会計)	5,302	5,282	20	20	-	-	
(行政手続の電子化事業特別会計)	252	216	36	36	-	3.6	
(交通災害共済事業特別会計)	134	134	-	-	-	-	
山梨県市町村自治センター	148	140	8	8	-	3.5	
東部地域広域水道企業団	-	-	-	-	4,453	-	H18.4.1供用開始 繰入金500,771千円

## 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益 (千円)	資本又は 正味財産 (千円)	当該団体か らの出資金 (千円)	当該団体か らの補助金 (千円)	当該団体か らの貸付金 (千円)	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
大月市土地開発公社	2,414	972,065	5,000	63,982	-	3,316	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

## 5 財政指数

財政力指数	0.796	実質収支比率	4.3
実質公債費比率	11.3	経常収支比率	79.6

(注) 実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成15年度から平成17年度の3カ年平均である。

## 用語の説明

一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して、計上した会計で、特別会計で計上される以外のすべての経理を処理する会計。
特別会計	公営企業などの特定の事業を行う場合に、特定の歳入(収入)をもって特定の歳出(支出)に充て、一般会計と区別して個別に処理する必要がある場合において設置することができる会計。
普通会計	一般会計と特別会計の一部(大月短期大学特別会計)を合算した決算統計上の会計区分。その合算に際しては、各会計間の繰り入れ、繰り出しに係る重複を控除する等の調整を行う。
地方公営事業会計	地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業及び収益事業などに係る会計の総称。
形式収支	歳入総額から歳出総額を差し引いた額。
実質収支	形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額。(翌年度に繰り越すべき財源 = 継続費通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越繰越額 + 事業繰越額 + 支払繰越額 - 未収入特定財源)。 当該年度までの収支の累積を表し、実質収支が黒字であるか赤字であるかは当該団体の財政運営の健全性を判断する基準となる。
純損益	地方公営企業法を適用する企業における、総収益から総費用を差し引いた額。純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼ぶ。
不良債務	流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。)を超える額である。
法適用企業	地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の事業が法非適用企業である。 法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気(水力発電等)、ガスの7事業と法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業(以上、当然適用事業)、また、条例で全部又は一部を任意で適用する事業で、簡易水道、下水道等(以上、任意適用事業)がある。 法非適用企業は、任意適用事業のうち、法律を適用していない事業である。
一部事務組合	都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体。 (関係団体: 大月都留広域事務組合、東部地域広域水道企業団、山梨県市町村総合事務組合、山梨県市町村自治センター)
広域連合	都道府県、市町村及び特別区が、広域にわたり処理することが適切であると認められるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体。 (関係団体: 山梨県東部広域連合)
第三セクター	地方公共団体が出資又は出えんを行っている民法法人及び商法法人をいう。 なお、「財政状況等一覧表」の第三セクター等には、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社(いわゆる「地方三公社」)、地方独立行政法人も対象となっている。
経常損益	「営業利益 + 営業外利益(受取利息・受取配当金・他会計補助金等)」のこと。(前期繰越損益を除く。)
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するもの。
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するもの。
実質収支比率	実質収支の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
標準税収入額	地方税法に定める法的普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。 具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の容易に縮減することの困難な経常的な経費に対して経常的な一般財源収入(減税補てん債、臨時財政対策債を含む)がどの程度消費されているかを表す。 この比率が低いほど経常一般財源の残余が大きく、臨時的財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造が弾力的であることを示している。 経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 / 経常一般財源総額

## 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

A: 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)

C: 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D: 普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金(「算入公債費の額」)

E: 標準財政規模(「標準的な規模の収入の額」)

実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金(上記A関連)

繰上償還を行ったもの

借換債を財源として償還を行ったもの

満期一括償還方式の地方債の元金償還金

利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

「準元利償還金」(上記B関連)

満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額

公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金

一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金

債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(PFI事業に係る委託料、

国営事業負担金、利子補給など)

### < 地方債協議制度 >

実質公債費比率は、平成18年度から地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い導入された新しい財政指標で、当該団体の標準的な一般財源の規模に占める公債費相当額の割合を厳格化・透明化の観点から見直しを行い、導入されたもの。

昨年度までは地方債を発行するには、都道府県及び政令指定都市は総務大臣、市町村は知事の許可が全て必要であったが、協議制度への移行により、同意を得ることにより発行できるとされた。

ただし、当該指標が18%以上の団体は、引き続き許可が必要とされている。

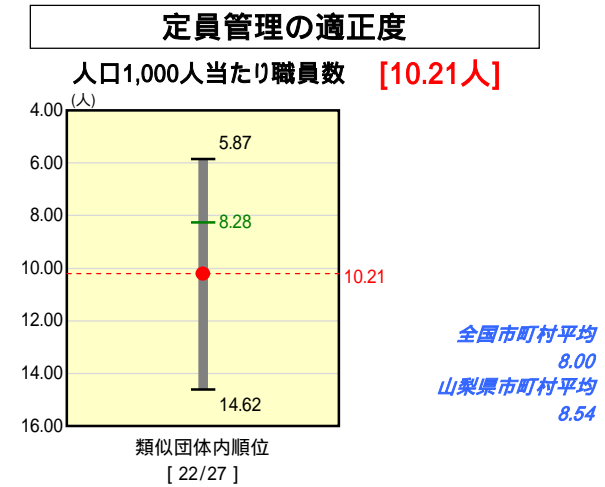
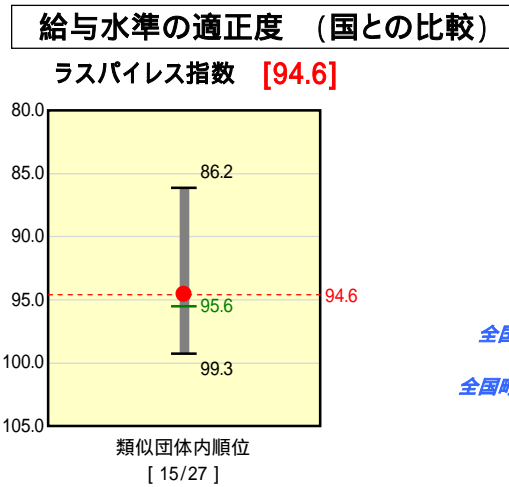
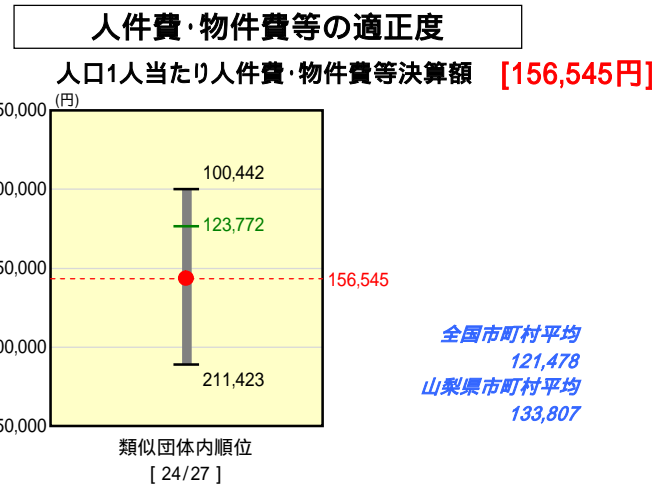
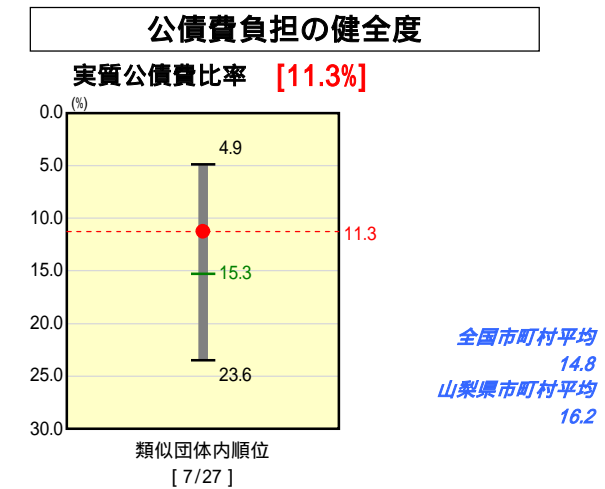
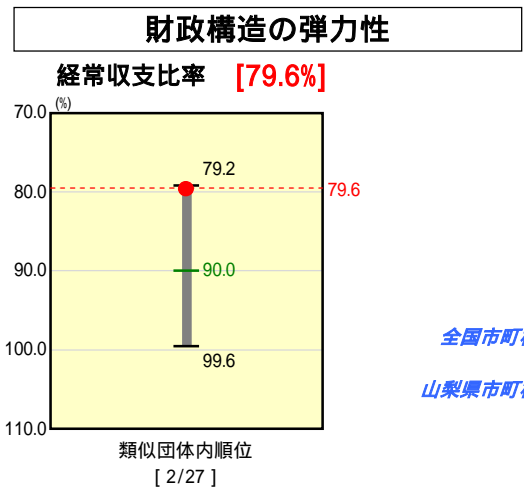
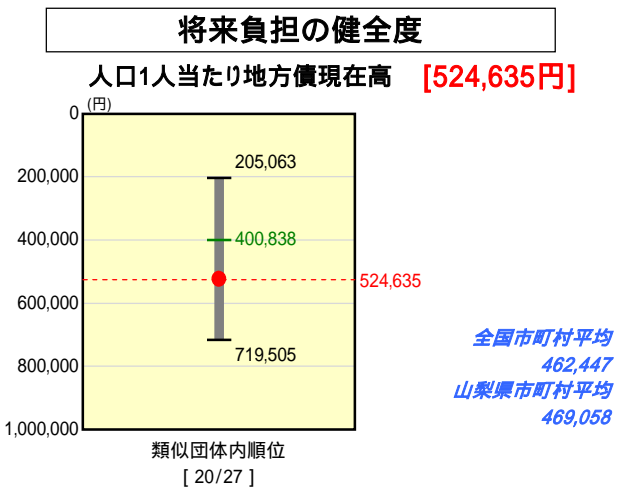
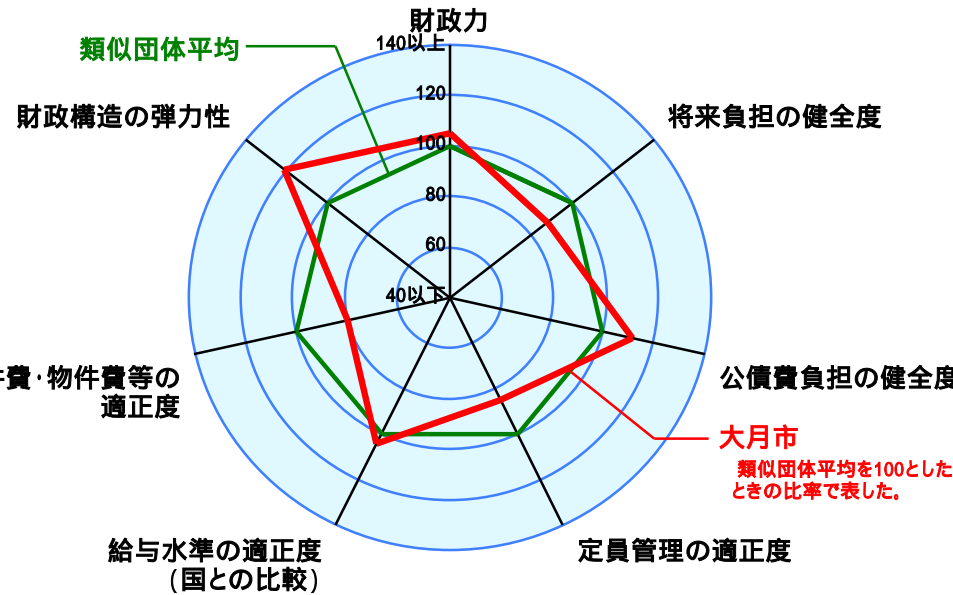
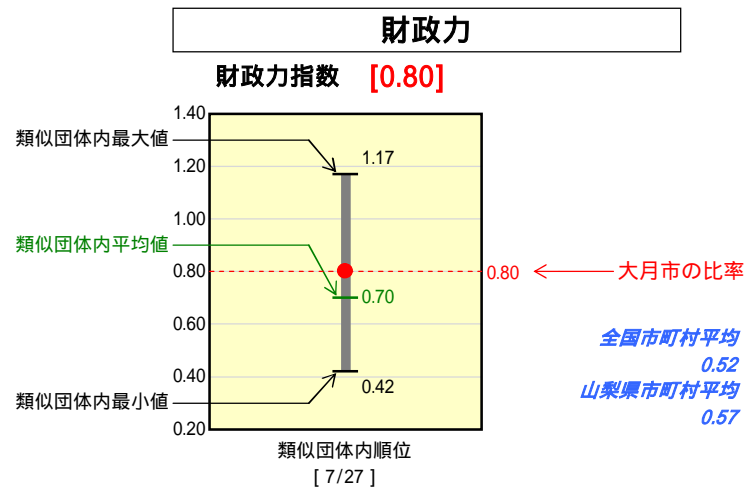
#### 協議制度の枠組み

- ・18%未満 : 一般的な基準により同意
- ・18%以上25%未満 : 公債費負担適正化計画の策定を前提に許可
- ・25%以上 : 一般単独事業(一般事業、地域活性化事業、地域再生事業)、公共用地先行取得等事業に係る起債を制限
- ・35%以上 : 上記のほか一般公共事業、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業等に係る起債を制限

# 市町村財政比較分析表(平成17年度普通会計決算)

## 山梨県 大月市

人口	30,940	人(H18.3.31現在)
面積	280.30	km <sup>2</sup>
歳入総額	14,088,121	千円
歳出総額	13,574,879	千円
実質収支	349,714	千円



人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

**分析欄**

**【財政力指数】**：類似団体平均値を上回る0.80であり、これは歳入面で東京電力葛野川揚水式発電所関連の固定資産税収入約25億円(0.29ポイントに相当)が、指数を押し上げている。しかし、償却資産のため年々減収となり、指数も低下傾向にある。今後、税の収納率向上及び受益者負担の適正化など、自主財源の確保に努める。

**【経常収支比率】**：類似団体平均値を大きく下回っているが、前年より3.0%悪化した。今後も悪化していくものと予想されるが、経常的経費の削減とともに、税の徴収強化等により健全な財運営に努める。

**【人口1人当たりの人件費・物件費等決算額】**：市立短期大学・同附属高校の設置、消防本部の単独設置などにより、特に人件費が高くなり、類似団体平均を大きく上回る。今後、指定管理者制度の導入などによりコスト削減を進めていく。

**【ラスパイルズ指数】**：17年度早期退職優遇制度による退職が要因となり、97.0から94.6と2.4低下した。類似団体平均と比較しても1.0下回っている。今後も、適切な定員管理及び給与の適正化に努めていく。

**【人口1人当たり地方債残高】**：普通建設事業の削減などにより市債発行を抑制しているものの、類似団体平均の低下により、大幅に上回っている。今後も、新規発行の抑制、計画的な発行に努めていく。

**【実質公債費比率】**：新規発行の抑制、交付税措置の有利な起債の選択により、類似団体平均を下回っている。しかし、指数は上昇傾向にあり、今後、事業計画の見直しも含め、指数上昇の抑制に努めていく。

**【人口1,000人当たり職員数】**：大月市立短期大学及び附属高等学校を設置などのため、類似団体平均を1.93人上回っている。対前年度では、早期退職により0.97人減少しているものの、今後も適切な定員管理と指定管理者制度の導入などにより、将来職員250人体制を目指す。